



冤罪・布川国賠ニュース

第34号 2019.6.13

冤罪・布川国賠

冤罪・布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会 発行

布川国賠勝訴!!!



**警察の「偽計による取り調べ」「偽証」を違法とし、
検察の「証拠開示義務」を認め、「証拠隠し」を違法とした！**

暑い中にも5月の爽やかな風が吹き渡る5月27日、東京地裁103号法廷で布川国賠判決がありました。この裁判で初めて抽選による傍聴となり、法廷一杯の傍聴者が市原義孝裁判長の読み上げる判決要旨を聞きました。

裁判所が桜井さんの主張をすべて認めたわけではありませんが、検察官に証拠開示の義務があることを率直に認めた判決は、証拠隠しに苦しむ他の冤罪事件にとってどれだけ力になることでしょう。この画期的な判決に、当たり前前のが裁判所でやっと認められた喜びと感動が支援者に広がり、自然と拍手が沸き起こりました。

検察警察は控訴しました。東京高裁で更なる闘いが展開されます。引き続きご支援ください。

「まだ闘いは続く！」

桜井昌司

皆さん、勝ちました！

有難うございました！

駱駝が針の穴を通るくらいに勝つのは難しいと言われた再審裁判で勝利し、更に再審と同じように勝利は困難と言われる国を相手とした国賠裁判でも勝利しました。その判決の中味は弁護団が解説してくれると思いますが、弁護団が「画期的な勝利」と評するほどの判決でした。

これも長くご支援くださいます皆さんのお力添えがあればこそその勝利です。皆さんに、心から感謝申し上げます。有り難うございました。

警察が嘘を語って自白を強要したこと、嘘を語って録音テープの存在を隠したことは違法行為だと認めましたし、検察が弁護団の求めに嘘を語って証拠を提出しなかったことの違法性も認めました。

私にすれば当たり前、当然の勝利です。裁判で嘘を語って許されるはずはありません。画期的勝利なのでありますが、当然至極の判決だと思っています。

判決文を読んでみますと、全く勝った気がしません。裁判長が法廷で読み上げた判決要旨は勝利判決に繋がる部分だけでした。私の主張の大部分を退ける判決は、どこが画期的勝利なのか、不思議な感覚になりました。

成城大学の指宿先生は、「この判決で戦後の事件の総てが、もし証拠未提出があれば国賠裁判の対象になる。革命的判決だ」と言ってくださいましたが、画期的、革命的となれば、とても警察と検察は承服するはずがありません。共に控訴しました。高裁での闘いになります。

冤罪事件には共通する問題があります。警察と検

察の欺罔行為です。

自白強要から証拠捏造、そして無実の証拠隠し。裁判になっての偽証など、日常茶飯事と言って良いくらいです。

それらが裁判官に見逃されることで冤罪は成立しますので、裁判官にも、多くの責任があるのが冤罪事件です。その裁判官を説得しなければ勝てないのが裁判ゆえに、再審も国賠も容易に勝てないのだろうと思います。しかも、裁判所は、地裁よりも高裁、高裁よりも最高裁と、よりハードルは高くなります。真実を見抜く目は上に行くほど、失われてしまうのが日本の裁判所です。

高裁での闘いは、より困難になるのですが、布川事件は、これまで弁護団のご苦勞で、見事に裁判所を説得して来ました。必ず高裁裁判官も説得し得ると思っています。

布川事件の冤罪が作られた構図を考えますと、起訴を行った吉田検事の行為は、絶対に許されないものがあります。

今から考えても最重要目撃者であることが判る小貫さんの存在を隠したのは、彼女の目撃時間が明らかになれば、私と杉山が犯人にはならないからです。私たちが被害者宅に辿り着く前に犯人を見たと言った初期供述調書を隠し、人の言葉を歪め、渡辺昭一証人を作り出し、有元検事が処分保留で書類上は釈放した私たちを強引に起訴しました。あのとき、再捜査で明らかになった事実は、総てが私たちの無実を示していたのに、それらを見捨てた起訴だったのです。この違法行為を隠すために警察と検察の嘘が生まれたのですから、この本丸部分を違法行為としなければ布川事件の冤罪の本質は裁けません。

多分、高裁での闘いは短期間になるのですが、更なる完全勝利を目指して闘います。皆さんのご支援を、宜しくお願いします！

(表紙の写真 撮影・山盛富高)

「布川国賠一審判決の意義」

布川国賠弁護団事務局長井浦謙二

2019年5月27日、東京地裁民事24部は、布川国賠一審判決において、i) 警察官が取調や公判で虚偽の発言をしたこと、ii) 検察官が弁護側の求めた証拠開示を拒否したことの2つの違法行為を認定し、これらの違法行為がなければ、遅くとも確定審の控訴審で強盗殺人事件については無罪判決が宣告されて直ちに釈放された蓋然性が高いとして、国や茨城県に対し、確定二審判決から再審無罪判決確定までの間に櫻井さんが被った損害を賠償するように命じた。

違法行為には、違法であると思っていなくても行われるものと、違法であると思っていないから行われるものの2種類がある。

上記i)の違法行為は前者である。櫻井さんが騙されて自白したと認められたことの意義は大きいですが、虚偽の発言が許されないことは誰でも分かることである。それでも尚、同種の違法行為は繰り返されて止まない。それだけに、違法と認められたことだけで満足するわけにはいかない。櫻井さんの「個人責任を問う法律を作るべきだ」との訴えに耳を傾ける必要がある。

上記ii)の違法行為は後者である。国は、検察官には、弁護人からの証拠開示請求に対して対応しなければならない職務上の義務はないから、証拠を開示しなかったとしても、国賠法上違法となる余地はない、と主張していたからである。

これに対し、本判決は、検察官は、公益の代表者として、事案の真相を明らかにする職

責を負っているとして、検察官の手持ち証拠のうち、①裁判の結果に影響を及ぼす可能性が明白であるものについては、被告人に有利不利な証拠を問わずに開示すべき義務を負う、②結果に影響を及ぼす可能性が明白であるといえない場合でも、被告人側から、具体的に特定しての証拠開示の申立があれば、開示しない合理的理由がない限り、証拠開示義務を負うと認めた。また、③被告人は、刑事裁判の結果に最も強い利害関係を有するから、証拠の開示について、法律上保護された利益を有することも認めた。

証拠開示義務は存在しないと思われていたところ、刑訴法の目的(1条)等から開示義務を認めたことは、証拠開示の前進に資するものである。特に、②だけでなく、被告人側からの特定がない①の場合も開示を認めた意義が大きい。

現在は証拠開示の法制度が進んでいるとしても、谷萩弁護団長が、記者会見で述べたように、本当にすべての証拠が開示されている保証はないから、証拠不開示に賠償義務を認めた本判決が、検察官に対し、手持ち証拠全面開示の規律として働くことを期待したい。

本判決が、起訴の違法を否定した判断は説得力が全くない。確定審の判決を読んでも、ような錯覚に陥るといった意見が弁護団員から出たくらいであり、控訴審で覆す材料は豊富である。

本判決が、再審請求審における検察官の証拠開示義務等を否定した点は納得しがたい。

しかし、上記i) ii)の違法を認めて、確定二審判決で無罪が宣告されて釈放された蓋然性が高いと判断した以上、その後の行為の違法性は民事裁判では争点とならないから、再審請求審に関する判断は蛇足である。

再審のルールを作ろう！

「再審法改正をめざす市民の会」
事務局長 客野美喜子

今、再審は、歴史的な激動の時代を迎えています。2000年代以降、大崎、名張、布川、足利、福井、東住吉、東電OL、袴田、松橋、湖東、日野町の11事件について再審開始決定が相次ぎ、そのうち、足利、布川、東電OL、東住吉、松橋の5事件が、再審無罪にいたっています。かつての「冬の時代」から見れば、めざましい成果です。しかし、決して手放しで喜ぶことはできません。開始決定が請求審の次の段階で取り消されたり、不当に長引かされたりする事件も少なくありません。さらに広く再審全体を見れば、ほとんどの事件は、暗中模索の苦しい闘いを強いられています。

再審は、今なお「狭き門」なのです。では、何が再審の門を狭めているのでしょうか。その元凶として、「再審制度の不備」が、近年、度々、世論にも取り上げられるほど顕在化してきました。裁判体によって審理の方法や証拠の取扱いに違いが出る「再審格差」、開始決定への検察の不服申立による「再審妨害」は、もはや個別の問題ではなく制度の問題である。無実の人を誤判から救済するには、「再審法」を改正すべきであるとの共通認識が、広まってきたのです。

「再審法」(刑事訴訟法の再審についての規定)は、戦後、日本国憲法の施行により不利益再審の規定が廃止された以外は、大正11年の旧刑事訴訟法のままで、その条文は、わずか19箇条にすぎません。この時代に取り残された再審の規定を、今こそ「誤判からの救済」という理念にふさわしいものに正すべきです。

「再審法改正をめざす市民の会」(2019年5月20日結成)は、「冤罪者を救済するための再審のルール作り」を目的とし、当面の中心的活動課題として、「再審のための全ての証拠の開示」、「検察官の不服申立の禁止」、「再審における手続きの整備」という3項

目を掲げています。共同代表は、宇都宮健児(元日弁連会長)、木谷明(元裁判官)、周防正行(映画監督)、桜井昌司(布川国賠原告)、他7名の方々です。

まずは早急に「法改正要綱案」を作成し、超党派議員連盟の結成に向けて働きかけていきます。法改正実現のためには、市民、法曹、政治家、専門家などとの幅広い連帯と協力にもとづき、大きな世論を喚起しなければなりません。再審法改正運動を全国的に拡大していくため、みなさまのご協力をよろしくお願いいたします。

*入会金1口千円 郵便振替口座 00170-0-392704

☆布川国賠判決報告のお知らせ☆

○勝利判決報告集会(救援会茨城県本部)

日時 7月5日(金)18:30～
場所 県民文化センター分館(水戸市)

○なくせ冤罪!市民評議会総会

日時 7月6日(土)14:00～
場所 日比谷図書文化館4階
スタジオプラス(小ホール)

※15:50～布川国賠報告
布川国賠弁護団事務局長 井浦謙二弁護士

○布川国賠を支援する会総会

日時 8月10日(土)午後
場所 日比谷図書文化館4階
スタジオプラス(小ホール)

※弁護団報告
布川国賠弁護団長 谷萩陽一弁護士

日程経過

5月20日(月)「再審法改正をめざす市民の会」立ち上げ
(衆院第2議員会館多目的会議室)

5月27日(月)16:00 布川国賠判決
(東京地裁103号法廷)
17:00～報告集会
(弁護士会館5階502ABC会議室)

5月29日(水)布川国賠法務省要請行動
6月4日(火)布川国賠法務省要請・署名提出
6月10日(月)布川国賠法務省要請・署名提出

当面の行動予定

8月10日(土)布川国賠を支援する会総会
(日比谷図書文化館4階小ホール)

発行 冤罪・布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-26-12 高田馬場ビル405号室
Tel. 03-6278-9796 Fax. 03-6278-9798
ホームページ: <https://fukawakokubai.jimdo.com/>
E-mail: kwntpl53@ybb.ne.jp

発行責任者 中澤宏